

財団法人 公益法人協会 第60回評議員会議事録

- 1 開催場所 如水会館「けやきの間」
- 2 開催日時 平成21年2月17日(火) 9時45分～11時15分
- 3 評議員現在数及び定足数
現在数 30名、定足数 20名
- 4 出席評議員数 28名 内訳 本人出席 11名
委任状出席 17名
(本人出席) 入山 映、呉 亨鎮、大貫正男、木原啓吉、渋谷雅英、菅谷良昭、
高橋陽子、田中 清、溝渕泰男、宮崎幸雄、矢内 顯
(委任状) 青木昭明、阿部栄一、上野 宏、樫尾幸雄、岸本幸子、國松秀樹、
佐藤孝安、関口和夫、田中弥生、中山 暁、成田千代治、野村 萬、
原田洋一、本田真也、松原 明、惠小百合、山岡義典
(欠 席) 和泉一巳、伊藤道雄
(理事出席) 太田理事長、金沢専務理事、鈴木専務理事、土肥常務理事、宮川理事
(監事出席) 中田ちず子、溝口 健
(オブザーバ) 坂口正信
(議案説明及び報告) 理事長
- 5 議 案 第1号議案『議長選出』の件
第2号議案『議事録署名人選出』の件
第3号議案『「定款の変更の案」の変更』の件(諮問)
第4号議案『「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の改定』
の件(諮問)
- 6 会議の概要
 - (1) 定足数の確認等
冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の
議事進行及び議案資料について説明があった。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果
 - ①第1号議案『議長選出』の件
理事長が寄附行為の規定に基づき、互選により本評議員会の議長を選任するよう
求めたところ、出席評議員全員一致で入山 映評議員を議長に選出した。
議長は本会議の成立を宣し、他議案の審議に移った。
 - ②第2号議案『議事録署名人選出』の件
議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、宮崎幸雄、
矢内 顯の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。
 - ③第3号議案『「定款の変更の案」の変更』の件
理事長から、同議案について内容説明及び諮問があった。説明によると、「定款

変更の案」の変更は、昨年12月1日に電子申請を行った公益認定に係る修正の一環である。同事務局との折衝の結果、数ヶ所修正するほうがよいとの判断に達した。なお、指摘事項のうち基本財産に関しては、一般法人法第172条第2項以外の基本財産を認めないという指摘であった。当方としては法律上何ら抵触しないと考えており、会計上不適当とする考え方も釈然としない。そもそも基本財産をどのように構築するかは法人による定款自治の領分と当方は理解しているところである。

以上の説明に続けて、具体的には、基本財産の区分を、当協会の設立者が寄付した設立時基本財産を不可欠基本財産とする等、基本財産の定義を定款の原案どおり2つに分類したままのA案、及び認定委事務局の指摘どおり、一般法人法第172条第2項の規定による一本に統一するB案の2つが提示された。

「基本財産を何種か規定するのは法人の自治ではないか」「新法における基本財産の解説が不十分、ガイドラインなどで明らかにすべきではなかったか」などの意見がある一方、「理事会決議による基本財産という考えも許容されているからそれほど実害はないのではないか」「財産隠匿に使われる可能性も考慮すべきである」などの意見があり、審議の結果、最終的に、B案を採択することを出席評議員全員一致で可決した。

定款変更案の変更箇所は別紙のとおりである。

④第4号議案『「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の改定』の件

理事長から、同議案の説明及び諮問があった。同規程原案では、条文上、存在しない常勤監事の報酬を理事長が決める形となっているので変更したい、というものであった。

審議の結果、原案どおりの改定を行うことを、出席評議員全員一致で可決した。改定条文は次のとおりである。

第2条第1項第2号

(改定前)「常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。」


(改定後)「常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。」

以上をもって議案の審議等を終了したので、11時15分、議長は閉会を宣し、解散した。


以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は署名押印する。

平成21年2月17日

議長

入山 映 

議事録署名人

宮崎 孝雄 

議事録署名人

矢内 顯 

別紙

※アンダーライン：修正箇所（新）修正後（旧）修正前

	新	旧
2条見出し	<u>(事務所)</u>	<u>(事業所)</u>
1項	この法人は、 <u>主たる事務所</u> を東京都文京区に置く。	この法人は、 <u>事務所</u> を東京都文京区に置く。
2項	この法人は、必要に応じ、 <u>従たる事務所</u> を置くことができる。 <u>従たる事務所</u> に関する規程は、理事会の議決を得て、別に定める。	この法人は、必要に応じ、 <u>支部</u> を置くことができる。 <u>支部</u> に関する規程は、理事会の議決を得て、別に定める。
8条	設立者(渡辺昌夫)は、 <u>金500万円</u> をこの法人のために拠出した。	設立者(渡辺昌夫)は、 <u>末尾に掲げる財産目録に記載された財産(金500万円)</u> を、この法人のために拠出した。
9条2項	基本財産は、 <u>この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。</u>	基本財産は、次の各号をもって構成する。 <u>(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた基本財産(以下「不可欠基本財産」という。)</u> <u>(2) その他、理事会で、基本財産とすることを決議した財産</u> <u>(3) 公益法人への移行日以後に不可欠基本財産及び前号の基本財産として寄附された財産</u>
9条3項	削 除	<u>3 この法人の公益法人への移行時の基本財産は、末尾の公益法人への移行時の財産目録で、不可欠基本財産及び前項第2号の基本財産として特定された財産とする。</u>
9条4項及び5項	<u>3</u> その他の財産は、基本財産以外の財産とする。 <u>4</u> 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。	<u>4</u> その他の財産は、基本財産以外の財産とする。 <u>5</u> 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

	新	旧
10条2項	2 やむを得ない理由により <u>基本財産の一部を処分又は担保に提供</u> する場合には、 <u>理事会の決議</u> を得なければならない。	2 やむを得ない理由により <u>不可欠基本財産の一部を処分又は担保に提供</u> する場合には、 <u>理事会の議決</u> を得なければならない。
21条2項	評議員会は、次の事項を決議する。 (1) 役員を選任及び解任 (2) <u>役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程</u> (3) <u>役員報酬並びに費用の額の決定</u> (4) <u>定款の変更</u> (以下番号繰り下げ)	評議員会は、次の事項を決議する。 (1) 役員を選任及び解任 (2) <u>役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程</u> (3) <u>定款の変更</u> (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認 (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認 (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分 (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止 (9) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項
33条1項	理事及び監事は、 <u>役員等候補選出委員会が提出する定員以上の候補者名簿等の資料を参考として、評議員会の決議</u> によって各々選任する。	理事及び監事は、 <u>役員等候補選出委員会が定員以上の候補者名簿等の資料を評議員会に提出し、評議員会の決議</u> によって各々選任する。
45条3項4号	第35条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が <u>招集</u> したとき。	第35条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が <u>召集</u> したとき。
58条1項	この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する <u>公益目的事業並びに第17条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第61条に規定する公益目的取得財産残額の贈与</u> については変更することができない。	この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的並びに第17条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第61条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

	新	旧						
58条2項	前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第17条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。	前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的並びに第17条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。						
59条	この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の <u>3分の2以上</u> の議決により、・・・	この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の <u>3分の2</u> の議決により、・・・						
末尾別表	削 除	財産目録 基本財産（第9条関係） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">財 産 種 別</th> <th style="text-align: center;">場 所 ・ 数 量 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 第2項第1号の不可欠基本財産 定期預金 三井住友銀行白山支店</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">500万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 第2項第2号の基本財産 定期預金 三菱東京UFJ銀行 駒込支店 みずほ銀行駒込支店</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">1165万円 840万円</td> </tr> </tbody> </table>	財 産 種 別	場 所 ・ 数 量 等	(1) 第2項第1号の不可欠基本財産 定期預金 三井住友銀行白山支店	500万円	(2) 第2項第2号の基本財産 定期預金 三菱東京UFJ銀行 駒込支店 みずほ銀行駒込支店	1165万円 840万円
財 産 種 別	場 所 ・ 数 量 等							
(1) 第2項第1号の不可欠基本財産 定期預金 三井住友銀行白山支店	500万円							
(2) 第2項第2号の基本財産 定期預金 三菱東京UFJ銀行 駒込支店 みずほ銀行駒込支店	1165万円 840万円							

